

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

### 勤務実績のない役員への報酬の支給の可否

Q：社長であった父は、会長に退いた後は体調を悪くして出社をしていませんが、社長当時と同額の役員報酬を支払いたいと考えています。これは過大役員報酬になるのでしょうか。

A：役員は会社の業務を執行する立場にあることから、使用人とは異なり勤務時間の拘束はないと考えられています。しかし、会長は貴社の業務遂行にほとんど携わっていないと思われるので、過大役員報酬と判断される可能性が高いと思われます。

法人税法上では、役員報酬については実質基準と形式基準を定めており、いずれか大きい金額を過大役員報酬として損金不算入とすることとされています。

①実質基準 その役員の仕事の内容、職務に従事している程度、経験年数、同種事業で類似規模の法人の役員報酬の支給状況などを勘案して適正と認められる金額を超える部分の金額

②形式基準 定款の規定又は株主総会等の決議により役員報酬限度額を定めている法人が、その限度額を超えて支給した場合のその超える部分の金額

社長から会長になったからといって、直ちに役員報酬が社長職のときよりも下げなければならぬというものでもありませんが、支払う報酬が過大な否かの判定は、過去の貢献度ではなく、判定時の会長の職務内容に基づいて実質基準と形式基準によって判断することになります。

